

## 「大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始します

### 1 趣旨

現在の婚姻制度を利用することができない、または利用することが容易ではない方について、お二人がお互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合う関係であることを市に宣誓した場合、市は対象者の要件を満たしていることを確認のうえ、宣誓書受領証等を交付する「大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入します。

また、お二人の子や親などの近親者も含め、家族として協力し合う関係であるファミリーシップを宣誓することができます。

この制度は、婚姻制度のような法律上の権利・義務を生じさせるものではありませんが、届出されたお二人が、人生のパートナーや家族として暮らしていくことができるよう、この制度を通じてお互いの人権を尊重するとともに、多様性を認め合う社会を応援するものです。

### 2 制度施行日

令和6年4月1日

### 3 対象者の要件

#### (1) パートナーシップの宣誓

宣誓をされるお二人が、以下のいずれにも該当する必要があります。

- ① 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年（18歳）に達していること  
また、日本国以外の国籍を有する方は、本国法による成年年齢以上であること
- ② 少なくとも一方が市内に住所を有していること、または、宣誓後3か月以内に大船渡市への転入を予定していること
- ③ 近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう）ではないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除く
- ④ 配偶者がいないこと
- ⑤ 宣誓する方以外とパートナーシップ関係がないこと

#### (2) ファミリーシップの宣誓

パートナーシップの宣誓をした方の双方又は一方の子又は親で、以下のいずれかに該当する必要があります。

- ① 15歳以上である子又は親で、本人の同意があること。
- ② 15歳未満である子の場合、双方又は一方と生計が一であること。

#### 4 必要書類

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届
- (2) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等の官公署が発行した顔写真付きの身分証明書）
- (3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3か月以内発行のもの。）
- (4) 現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓日前3か月以内発行の戸籍抄本等。）
- (5) 転入予定の場合は、転入予定であることを確認できる書類
- (6) 通称名を使用する場合は、通称名を日常的に使用していることが分かる書類
- (7) ファミリーシップを併せて宣誓する場合は、戸籍その他の親子関係を証明する書類（宣誓日前3か月以内発行のもの）及び当該子（15歳以上の場合に限る。）・親が署名した同意書
- (8) 日本国以外の国籍を有する方は、戸籍謄本の代わりに、本国が発行する婚姻要件具備証明書などの独身であることを証明できる書類等とその日本語訳文

#### 5 宣誓手続きの流れ

- (1) 宣誓を希望する日の10日前までに宣誓日時を予約し、必要書類を市に提出
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓（予約した日時に、宣誓をするお二人で来庁し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に署名をします。）
- (3) 提出書類等の審査後、下記7の書類を交付

#### 6 交付書類

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（A4判）
  - (2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード
  - (3) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入予定受付票（宣誓者の双方が市内に住所を有していない場合、上記(1)及び(2)に代わり交付するものです。）
- ※ 交付手数料はかかりません。

#### 7 通称名の使用

特段の理由があるときは、宣誓者について通称名を使用することができます。

#### 8 宣誓者が利用できる行政サービス

宣誓者へ提供する市の行政サービスを、市ホームページにおいて公表します。

市ホームページ → <https://www.city.ofunato.iwate.jp/soshiki/danjyo/31434.html>

#### 9 問い合わせ先

協働まちづくり部男女共同参画室

電話：0192-27-3111（内線278）／ファクス：0192-27-8878

Eメール：ofu\_kyodo@city.ofunato.iwate.jp